民主党名古屋市守山区支部	愛知県名古屋市守山区茶臼前一四―三五	二三、八、五	民主党京都府城陽市支部	京都府城陽市寺田市ノ久保二―一六五	二三、九、二九
民主党大阪府第10区総支部	大阪府高槻市高槻町二〇―二七	二三、八、五	民主党北九州市若松区本町支部	福岡県北九州市若松区本町三―一一―一	二三、九、二九
民主党北九州市若松区支部	福岡県北九州市若松区和田町一五―三五	二三、八、五	民主党長崎県第3区総支部	長崎県大村市竹松本町八五九―一	二三、九、二九
民主党愛知県第1区総支部	愛知県名古屋市守山区守山一―一二―二〇	二三、八、五	民主党熊本県第4区総支部	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸三七九一	二三、九、二九
異動事項	新	旧	民主党沖縄県第1区総支部	沖縄県那覇市泉崎一―二―一	二三、九、二九
支部の数	五九七	五九九			
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）			
民主党千葉市花見川区支部	千葉県千葉市花見川区畑町五九九―一七	千葉県千葉市花見川区			
民主党大阪府高槻市支部	大阪府高槻市若松町六―一八	大阪府高槻市			
民主党兵庫県第3総支部	兵庫県神戸市中央区中山手通四―一七―二	衆議院兵庫県第3区			
（解散した支部の名称）		衆議院比例代表東海選挙区			
民主党青森県むつ市支部					
民主党群馬県桐生市支部					
民主党神奈川県第11区総支部					
民主党名古屋市名東区支部					
民主党大分県別府市支部					
異動事項	新	旧			
支部の主たる事務所の所在地	東京都新宿区百人町三―一六―八	東京都新宿区早稲田鶴巻町五五六			
民主党東京都新宿区支部	神奈川県横浜市泉区中田南三―六―四	神奈川県横浜市泉区和泉町四七三二―二			
民主党東京都板橋区支部	東京都板橋区常盤台二―五―七	東京都板橋区常盤台二―一―一五			
民主党東京都八王子市支部	東京都八王子市明神町四―二―一〇	東京都八王子市子安町一―二四―五			
民主党横浜市戸塚区支部	神奈川県横浜市戸塚区小雀町四七六	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町三八〇一			
民主党横浜市緑区支部	神奈川県横浜市緑区鴨居三―一―一四	神奈川県横浜市緑区三保町二一七五			
民主党横浜市栄区支部	神奈川県横浜市栄区中野町七三	神奈川県横浜市栄区桂町六九七			
民主党横浜市泉区支部	神奈川県横浜市泉区中田南三―六―四	神奈川県横浜市泉区和泉町四七三二―二			
民主党川崎市多摩区支部	神奈川県川崎市多摩区生田七―六―一一―二	神奈川県川崎市多摩区登戸二四二八一			

○厚生労働省告示第四百七十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、いちご、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するアシフルオルフェンの量の限度、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳及び乾燥させたその他のスパイスに残留するアジンホスメチルの量の限度、米、その他の豆類、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するピコリナフェンの量の限度、ごぼう、サルシフィー、パースニップ、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するペンディメタリンの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、